

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和4年3月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101211号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100187号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月  
② 平成19年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はなく不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書及び当該賞与の振込に係る預金通帳等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。